

議案第 19 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月6日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

記

1 事故の概要

令和7年8月2日旭市下永井809番53地先道路上で発生した観光街路灯の落下による物損事故

2 損害賠償額

131万9,713円

3 相手方

市川市在住の者

4 和解の条件

市は、相手方に対し131万9,713円を支払う。

相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。